

「これからの島根」

平成十九年十一月十九日 島根経済同友会

＜始めに＞

ただいま御紹介いただきました溝口でございます。

島根の経済界で御活躍の皆様がお集まりの席でありますので、本日は、私が今、知事として何を目指し、何をやっているのかということを中心にお話しようと思います。

四月三十日に知事になりまして、7カ月近くになろうとしております。知事になる前から島根の状況なども勉強し、知事に就任以降も各地を回りまして皆さんの御意見を伺ったり、現場を見させていただいておりますが、やはり島根では少子高齢化が進み、産業がやや停滞をしております。そういう中では、「活力ある島根」にすることが大事でありまして、その実現を目指すということを当面の最も大きな課題として、現在、取り組んでおります。

「活力ある島根」を実現するためには、県が産業振興のために施策を展開しうる財源がなければならないわけですが、そういう観点から島根県の財政を見てみますと、大変、状況が悪いわけです。私は知事就任前から、まず、どの程度の政策が打てるのかを明らかにする必要があると考え、財政の健全化を図り、これにある程度道筋をつけることと並行して、産業振興を行うということを掲げてまいったわけです。

＜改革推進会議と産業活性化戦略会議の設置＞

財政改革を進めるためには、県民の方々のご意見もよくお聞きしなければなりませんし、県民の方々にも財政の状況をよくご理解いただかないといけないわけですが、そういう意見と情報が伝わる一つの場として、5月中旬に、改革推進会議を設置いたしました。そこは公開ですから、メディアの方もお入りになって議論が報道され、その報道を通じて県民の方々にも情報が流れていく仕組みにしました。10月末には健全化の道筋をつけたいと申し上げてきましたが、10月31日に「財政健全化基本方針」にまとめることができました。

産業振興についても、やはり、公開の場として産業活性化戦略会議を設け、県内の有識者以外に県外の方々もお招きして検討を始めました。こちら11月には「産業活性化戦略」としてとりまとめを行いました。

<財政の悪化の原因について>

①島根県財政の概況

まず、財政についてお話しすると、財政が悪化した原因ですが、県の財政は歳入面では県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する構造になっています。このように財政基盤が大変脆弱なところに、近年では国の地方財政政策の転換により地方交付税が大幅に削減されてしまったこと、これが第一の原因です。

続いて、歳出については、90年代に、遅れていた島根のインフラ、社会資本の整備等を進めてきました。これは県だけの判断ではなく、国も、地方の公共投資を促進することによって日本の景気の拡大を図るという考えでしたから、県もそういうものに呼応して、遅れていた道路や下水道をはじめとするいろいろな社会インフラを整備してきたわけです。そのために公債の発行額が増え、公債費もかなり増えました。

ここで、平成19年度予算を見ますと、県の収入のうち、一般財源の中では県税が694億円であるのに対し、地方交付税は2,011億円となっております。県の一般会計歳入予算は5,166億円ですから、そのうちの県税による部分が13%、地方交付税が39%となります。これらの一般財源は、使途は自由ですので、県の判断で必要な経費に充てることができます。

一方、特定財源は、国庫支出金という補助金などが主なものです。義務教育の先生の給与なども国庫支出金からきていますが、これは先生の給与に充てないといけません。特定財源の使途は決められていて、自由にできません。

次に地方債があります。公共事業の財源は一部は地方債で賄っていますが、これは公共事業に使わないといけません。

一般財源は、5,166億円の予算のうち、3,188億円あります。一般財源は自分の判断で使える現金収入と考えればよろしいですね。一般財源の3,188億円の内訳を見ますと、県税が22%、交付税が63%ですから、地方交付税が圧倒的に大きな役割を果たしているということがお解りいただけると思います。

②地方交付税の大幅削減

地方交付税制度は、戦後、だんだん精緻に出来あがってきました。国の教育制度が充実してくる、あるいは道路整備が進む、あるいは社会保障が充実してくる、そうい

うことに伴い、財政状況に関わらず、日本全国どこでも同じような行政サービスが受けられるように、地方交付税制度が充実してきたわけでございます。これにより、教育などは先生の数とか一学級あたりの生徒数などが、特別なことがない限り、全国どこでも同じような水準となっているわけです。この地方交付税が、島根のような財政収入の少ない県の財源を補っているのです。

近年、国の財政の悪化に伴って、もう少し、それぞれの地域の実情にあわせて行政をやったらどうですかという議論が都市を中心にでてきたのは事実ですね。道州制の議論の背後には、地方自治の確立ということも大きな要素ですが、やはり行政は地域地域の実情に応じてやるほうが良いという考えがあります。

そこで、地方交付税の額がどのように推移してきたかということですが、ピークだった平成15年度には2,352億円あったものが、平成19年度は2,011億円に減っています。341億円も減っているということで、これが県の財政に非常に大きな影響を及ぼしています。

今、県では、給与のカットなどいろいろな財源対策を行っていますが、そういうことをしないとすればどのくらいの赤字がでるかということ、大体、毎年250～270億円の赤字がでます。これをどうやって減らすかが大きな課題となっていますが、この額と比べても、341億円もの交付税の減額がいかに大きな影響を与えているかわかります。日本全体の財政の状況が悪くなり、これを改善しないといけないという国全体の要請が地方団体にも及んできているということです。

③公共事業の大幅削減

もう一つの原因は公共事業です。社会資本の整備のために公共投資が増えてまいりました。それが公債という形の借金をふやしたのは事実です。島根などは道路や下水道の整備が遅れていましたから、90年代はそういうものを整備する好機と捉え事業量を拡大してきましたが、財政の状況が悪くなり、急転直下、公共事業の減額が続いたわけです。このことが県内の建設業の方々、或いはそこで働いている方々に大きな影響を及ぼしております。ピークには2,681億円あった普通建設事業費が、今年度は865億円ということで、約7割減というすさまじい減が起こったわけでありまして。

<財政健全化のための手法>

①収支の改善目標

そこで、何をすべきかということですが、例えば、給与カットを職員に対して行っています。カットについて、19年度までは職員組合との合意がありましたが、それができなくなる、あるいは、ほかの削減策が元に戻ってしまうと、来年度以降250～270億円の赤字が続くと見込まれています。

それに対し、県の貯金にあたる基金というのが、大体550億円ぐらいあります。基金550億円に対し、毎年250億円の赤字が出ますと2年で貯金はなくなります。なくなるだけならいいのですが、収支が改善しなければ、その後も赤字を埋めるためにさらに借金をしないといけなくなる。そうすると財政は坂を転がり落ちるように悪くなるわけです。

そういう事態に対しては、国は地方の財政状況を見て、そういう財政状況では将来困るから支出を削減しなさい、改革をしなさいと、地方に緊縮を強制するようなメカニズムが働くようになっていきます。それが財政再建団体です。財政再建団体に指定されると、今度は自由に借金ができなくなります。しかし、ある程度の事業はやっていかないといけないわけですから、借金ができないと自由がきかないということになります。そうするとやむを得ず、国の指導のもとに無理な改革でもいろいろしなければなりません。それは地方自治の放棄に等しいわけです。そういう事態にならないようにしないとけません。

財政再建団体になるということは、数字的には財政規模に対して5%程度の赤字が続くということです。財政規模にはいろいろなとり方がありますが、標準財政規模という概念があり、地方税や地方交付税といった一般財源を中心に、標準的な財政の規模というものが各地方団体毎に計算できるようになっています。島根県だと大体2,500～2,600億円です。5%相当額は125億円から130億円位です。この程度の赤字が続きますと再建団体に陥ることになります。そうなってはいけませんから、積立金がなくなる前に、収支が均衡になるようにしなければならないというのが大きな課題です。そこで、改革によって収支を改善することを目指しました。

島根の基金残高は多分、19年度末には570億円位にはなるかなと推計していますが、570億円の全額を残しておかなくてもいいわけです。赤字にならないければいいのです。私どもがたてましたのは、29年度末、約10年後に130億円の積立金を維持するという目標です。130億円というのは、標準財政規模の5%2年分相当です。仮に何か起きたとしても、再建団体に陥らないバッファ（緩衝幅）として、標

準財政規模の5%の2年分に相当する130億円程度を貯金として残しておこうという事です。

積立金が現在の570億円から130億円まで減るまでの間に、収支を均衡させるよう改革を行うということです。それが改革による収支の改善ということです。

10年後には130億円残さないといけません、だらだらと改革してはいけません。はじめの時期にまとまった改革をすることによって将来の見通しを付けようというのが私の考えです。20年度からの4年間を集中改革期間と称しまして、この期間に、年間250～270億円と見込んでいる赤字の8割見当を削減するという事にしました。

平成23年度あたりで、何も対策をうたなかった場合には260億円の赤字が見込まれております。それに対し、平成23年の段階で210億円の改善するための施策をとります。20年度から徐々に見直すことによって、23年度には210億円の収支の改善が見込まれるようにします。そうすると、収支はマイナス約50億円ということになります。つまり、20年度から徐々に段階的に削減して、23年度の段階では8割程度を削減し、赤字額は50億円くらいにしたいと考えております。

②健全化の具体的手法・・・行政の効率化、スリム化

では、どうやってやるかということですが、一つは行政の効率化、スリム化を行います。23年度の時点で90億円程度、財源を捻出します。そのうち、職員の給与の特例的な減額により、60億円見当の財源を確保します。ほかにもいろいろな事業を見直して50億円程度の削減を行います。これも20年度の段階でいきなり50億円減らすというのではなく、20年度には15億円程度の見直しをし、21年度は25億円、さらに22年度は35億円、23年度は50億円というように、ショックがいきなり出ないように段階的に行おうと考えています。

財源の確保はやや金額が大きいようにみえますが、毎年、節約したり不用額がでてきますからこれらを充当し、さらに手数料の引き上げ、あるいは財産の売却等を進めることによって確保するという事です。合わせますと250億円程度の改善になり、赤字が50億円程度になります。

③健全化の具体的手法・・・県職員の給与の特例減額

県職員の給与の特例減額については職員組合とも交渉を重ねまして、この計画を発表する前日の10月30日に組合の方々からも理解をいただき、今、行っている給料のカットを4年間続けるということで合意をしました。来週から始まる県議会にその条例を提出するわけですが、それにより60億円程度の削減をすることになります。4年間終了した後は、その段階での財政状況を見て、我々の案を提示し、組合とも話し合っていかなければなりません。しばらく続けざるを得ない見通しを出しています。しかし、いつまでも続けるわけにはいきませんから、収支がよくなりますと、27年度には40億円くらいの削減にとどめ、28年度には20億円、29年度には特例的な減額なしでバランスがとれると考えております。

職員の給与についてはいろいろな意見があります。制度の面から申しますと、戦後、労働組合には労働三権が認められています。団結権、交渉権、争議権（スト権）が認められたわけですが、公務員については争議権が認められていません。公務サービスは休むと国民が困るという仕事の特殊性からそうなったのです。ストをするとそれは違法行為になります。このように公務員の労働組合の活動には一定の制約がありますので、その制約の代償として国には人事院勧告制度ができ、地方では人事委員会勧告という制度ができたわけです。

人事院、あるいは地方では人事委員会が民間給与等と比較検討し、それに基づいて毎年、給与改定を勧告します。大体、その勧告に沿って賃金を決定するという仕組みが取られてきたのです。従って、人事院勧告と違ったことをするというのは相当な論争を引き起こすことになります。しかし、近年は県の財政が非常に厳しいという特別な事情に鑑みまして、澄田知事の代から特例減額が始まったわけです。

一般職の減額は平成15年度から始まっております。最初は部次長級、管理者以外の職員から始まり、これが平成16年度には10%になり、さらに諸手当（期末手当など）にも反映させるようになり、それが続いてきたわけです。19年度までこの仕組みでまいりましたが、今回は、職員組合に、さらに4年間の継続をお願いしたわけです。職員組合員以外の管理職は、さらに管理職手当を25%カットする、今までは10%カットでしたが、それをさらに削減するということにしました。特別職は、私や、議会の同意を得て私が任命する職員ですが、さらに今回も削減額を大きくしました。

では、県の給与水準はどうかといいますと、島根県の一般職の職員の給与水準はカ

ットにより非常に下がっておりまして、全国順位でいうと平成18年度は全国で46位で、ビリから2番目です。一番は北海道で、それに次ぐ給与削減を行っています。

④健全化の具体的手法・・・県職員の定員削減

行政の効率化、スリム化の取組では、職員の給与以外にも定員の削減を行います。事務事業を見直すことによって、定員を少しずつ減らしていきます。定員削減効果は24年度以降も続きますが、29年度の段階では収支の改善額は245億円くらいに見込んでいます。現段階で、29年度の赤字が245億円ですから、大体ここで収支がトントンになると見込まれます。

一般職の定員の推移をみると、平成14年度には約5,000人の一般職の職員がいましたが、これまでの5年間で500人くらい削減して4,584人となっています。さらに今後10年間で1,000人程度削減し、3,600人位にしようとしております。14年度に削減を始めてからですと3割くらいの減になり、相当な削減を行うこととなります。

一方、県には、事務を県庁や地方事務所でやる職員とは別に義務教育の教職員等があります。こちらも県職員です。警察官も県職員です。しかし、教職員や警察官の配置基準は国が決めます。生徒何人に対して学級編成はこうしなさい、それに基づいて先生は何人おきなさいというのが決まっていますから、なかなか県が勝手に削減できません。財政が苦しいから教員や警察官の数を減らしますよということとはできないわけです。従って教職員や警察官は、先ほどの削減対象には入っていません。

職員を削減するためには、実際の事務を減らす必要があります。今やっている事業を減らさないとやみくもには人は減らせないわけです。そのためには、こういうサービスはやめますということについて、県民の方々のご理解をいただかないとできません。具体的には、これから毎年度、そういう見直しの作業を予算編成の際に行っていくということになります。

⑤健全化の具体的手法・・・公債費の管理

次に公債費比率（歳出に占める公債費の割合）ですが、18%を超えると国の指導の対象になります。20年度以降、いろいろな改革をすれば、18%からなだらかに減っていくだろうという見通しをたてています。改革しないと23年度には18%を

超える事態になります。そうならないように、公債費比率を下げることを目指しています。

申し上げてきたようにいろいろ厳しいことをやると、では、社会資本の整備は一体どうなるんだということがあります。一例として道路で言えば、改良率は島根県は非常に低かったわけです。国県道の改良率が、平成元年度あたりは45%を切るくらいでした。これを、澄田前知事のもとで整備を進めてまいりまして、かなりの水準に達しましたが、今の財政の状況からすると、今後はペースダウンしないといけないということです。国県道はだんだんと傷んで悪くなって行って、よくなることはないですから改良は続きます。が、改良のペースを少しゆっくりせざるを得ないというのが現状です。

＜地方交付税制度の限界と抜本的な改革＞

県の財政健全化の取組についての概要は以上ですが、先に述べたとおり、県の財政は地方交付税に大きく依存しており、それが削減されておりますから、収支が悪化しているのです。今後は、やはり地方交付税が増えるということをしていただきませんと、なかなか抜本的な対応はできないわけです。一番いいのは交付税を増やしてもらうということですが、交付税を増やすということは、国の方で財源を用意しないといけなくなります。

①歳出の見直しと国際的な資金の流れ

財源を用意するためには、二つの方法があります。一つは歳出をカットする方法です。社会保障の歳出をカットする、あるいは医療費補助をカットするということですが、それは結局、県民を含め国民全体にはねかえるものであり、これまでも大きな問題を生じておりますので、一定の限界があります。公共事業は、国の方はもっと早くから削減してきましたが、それが地方にも及んできています。

結局、国に財源を要求することは、我が身に要求するのと同じことになるわけです。天から降ってくるわけではありません。国は、赤字国債を相当額発行している状況ですから、歳出のカットがこれ以上できないとなると、もう一つの方法は赤字公債を増やすしか道がないわけです。それは国の財政の破綻につながるわけです。

国の財政の破綻が問題になるのは、単に数字上の問題ではありません。私も現役の

ころに感じましたが、今のような国際化の時代では、ある国の株式市場で投資するには、その国が改革をしている、あるいは財政赤字が増えない政策をとっているかということが、国際投資家が投資決定をする際の一つの大きな判断要素になっています。つまり、国が金を出すことは借金をすればある程度は可能ですが、そういうことをすれば、今度はなかなか国際的な資金が日本に入ってくないということになり、株価が下がり、かえって経済が悪くなるといったことが起こりうるのです。

しばらく前までは、日本がデフレになる、そのため公共事業もやれといった議論もありましたが、そうなるとかえって日本の株式市場に外資が入ってこなくなる。そうすると株価は低落したままとなります。日本の財政の健全性、改革が進んでいるということが、国際的な資本の流れに非常に大きな影響を及ぼす時代になっているということも踏まえることが大事になっているのです。

かつては外国からの投資はほとんどありませんでした。日本の株式市場の金はほとんど日本の中の金でしたが、今は多分3割から4割くらい外国からの資金が入っているわけです。日本の先行きが怪しいということになりますとそういう資金が国外に出ていきます。そうすると、株価は下落します。株価が下落して、金利があがるということになると大変です。そういう意味で国自身に求めることは簡単ですが、求めた結果がいいものになるかどうかはわかりません。

②地方税制の見直し・・・法人関係税

そういう経済状況の中で、日本経済の回復が近年進んできました。それは大企業を中心にビジネスのリエンジニアリング、つまり再構築をやってきたことによるところが大です。日本の企業グループ制度を見直すとか、あるいは、企業間の取引の仕方を変えるとか、あるいは、雇用制度を見直すとか、いろんなことをやって利益を得る体制を整備し、もちろん、新しい分野にも資源を投入して、やっと回復しはじめたわけです。

そこで、大企業が復活しはじめ、大企業が多い大都市を中心に法人関係税を中心に、税収が増え始めてきました。新聞などでもご覧になるとと思いますが、地方税には、法人2税と称される法人事業税と法人住民税があります。これらの税収は、企業の利益によって変動するわけですが、本社がある東京などを中心に、経済状況の回復に伴って非常に増えてきております。

これだけを見ると何の問題もないように思えますが、地方団体間の財源を調整する役割を果たしているはずの地方交付税制度が時代の変化に対応できずに、その調整機能が充分機能していないという事態に陥っていると私は考えています。法人2税にはもともと偏在性があるわけです。企業の発展、あるいは広く言えば経済の発展のスピードが地域によって違うのは仕方ありません。大都市の方が概して速いわけです。そうすると、税収の格差が地方団体間で生ずることになります。しかし、その格差が大きくなり過ぎないように交付税制度が機能しなければならないのです。そこでなにが問題かという、例えば東京都について言えば、東京都は法人税収がどんどん増えて余裕財源がかつてないほど増えていくという問題が出てきているのです。

○地方交付税の仕組み・・・交付団体と不交付団体

ここで、地方交付税の制度はどういう仕組みか概略を申しますと、まず基礎的な行政の需要、すなわち歳出が標準的にどれだけ要るかを一定の計算式によって算出します。それに対して標準的な歳入、つまり地方税や地方譲与税などがどれだけ入ってくるかをみます。標準的な財政支出の見込額に対して、標準的な地方税収はこのくらいしか見込めない、となると、足りないところを地方交付税で埋めましょうということになります。そこで地方税収入が少ない島根県などには交付税が沢山くることとなります。

他方、東京の場合は、標準的な財政需要に対して歳入が多くて余裕財源が残るので、余っても、この余った分を吸い上げて貧しい自治体に与えるといったマイナスの調整をしないのが今の地方交付税制度です。この点で、調整にある意味で制約がかかっているわけです。交付税計算上、こうした財源の余る団体を不交付団体といますが、地方交付税の交付がない団体は富裕団体ですね。これは以前は、都道府県では東京都くらいでしたが、最近では、愛知県や神奈川県なども不交付団体となっています。

○地方税収の留保分の取り扱い

もう一つは標準財政需要を見込むときに、教育とか社会保障とか基礎的なものだけを積み上げますが、歳入については全額を算入すると自主的な判断でやれる財源がなくなりますから、地方税で言えば4分の3だけを標準的な税収としてカウントしましょうということになっています。4分の1は、各地方団体が判断して使って下さいと

ということです。この部分を留保分と言います。

留保分を除いた4分の3の調整しかしていないわけですし、前述の通り、マイナスの調整をしていません。そのため、東京都では大体6兆円くらい税収があるのに対して、標準財政需要（歳出）が大雑把に言って3兆円位ですから、3兆円くらいは余裕財源が出ているのです。つまり、標準財政規模に見合うほどの財源が余っていますから、いろいろな単独事業に使えるわけです。例えば、東京などは、子育ての環境をよくするために、一部では子どもさんの医療費を無料にしているようなところがあります。島根県でも医療費助成を行っていますが、入学前とかに限定しています。東京だと、中学校まで医療費を無料にしている市区町村もあります。

③地方税収の偏在性の解消に向けて

ある程度、地方毎に税収の変動があるのは地方自治ですからやむを得ませんが、その変動が法人2税の動きによって大きくなりすぎているのではないかというのが、今の議論の背景にあります。そこで、法人2税が地方団体間で偏在しすぎているので、その偏在を是正してはどうかという議論が行われています。

これには二つ案があります。まず、一つ目に、法人の2税を分配するときには、本社だけでなく、各地方に事業所がありますから、事業所の数をカウントするとか、或いは従業員の数でカウントするとか、そういう配分の仕方を地方間でバランスが取れるように見直してはどうかという案があります。

例えば、奈良あたりだと、奈良に住んで大阪で働く人がいっぱいいます。従業員の数で分けるとなると、当然、従業員の多い大阪に有利になります。それを従業員ではなくて人口で配分したらどうかといった議論があります。それが、法人2税の配分を変えるという考え方です。これは、地方団体の間で利害の対立がありますから調整が難しいというのが現在の地方団体の意見です。

もう一つは、法人2税は単年度の利益に連動しますから偏在性が大きいのですが、消費税は、消費の額によって連動し、法人税と比較すると偏在性がより小さいので、地方消費税のようなものに替えたらかどうかという議論で、地方団体が主張しています。私もこれはいい方法だと思います。この案は法人2税の一部を国に返し、そのかわりに、国が徴収している国の消費税を同額、地方に下さい、その消費税を地方団体毎に地方の消費額等に基づいて配分しましょうというもので、偏在がより少なくなり、島

根などにとっては有利になります。

この法人2税の配分をめぐる問題が国において、大変、大きな課題となっております。先週も全国知事会で議論され、官邸での福田総理との懇談の席でも大きく取り上げられました。私も消費税に替えることはいいと思いますが、消費税の問題がそう簡単に、今の国会の難しい状況の中で、しかも短期間でうまくいくのかなという気もしております。やり方は国に相談しながら地方に合ったやり方でやればいいのであって、我々にとって大事なことは「早くやる」ということであると思います。今述べました二つの案に限らず、まだ他にも案があるはずなのでそういうことをやるべきと主張しています。

多分、参議院選挙のあとの政治状況から見ると、政府与党も野党も、地方の問題に真剣に対応しなければならないといった空気が満ちておりますから、今年の年末の国の予算編成過程において、何らかの対応がなされる見込みがかなりあるのではないかとみておりますが、しかし、政治のこともございますし、ほかの税制論議と絡み合いますから難しい面もあります。（※平成20年度地方財政対策については、総務省のホームページをご覧ください。<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>）

④道路特定財源

税制の論議で言いますと、道路特定財源の問題があります。揮発油税などからあがる税収を道路整備に充てていますが、その税率は今、暫定的に高く設定されています。道路整備は必要なので当面は暫定的に税率を高くして、道路整備の財源に充てましょうという制度です。その制度が今年度末に切れます。それは租税特別措置法という法律によって決められていますが、それが期限切れになるのです。そうすると、今年度末までに特定財源制度、あるいは暫定税率をどうするかを決着がつかないと、四月1日以降、ガソリン価格に対する税率がドンと下がり、多分、混乱が生ずると見込まれるわけです。その調整をしないといけません。民主党は暫定税率を下げるとか、一般財源化がいいという主張です。政府与党は特定財源制度を維持しないと主張しています。こういう政治の場では、調整がどういう形でなされるかみえていませんが、私どもとしては、道路特定財源は島根にとっては必要不可欠であると主張しているところです。

道路の関係で付言しますと、一定期間ごとに道路整備の需要を国土交通省が見積も

り、こういう事業量があります、そうするとこれだけの財源が必要です、だから暫定税率の維持が必要ですよという整理のもとに、暫定税率が続いてきました。今回も、国土交通省が、今後10年間、道路需要がどの程度あるかを調査して先ごろ発表したところですよ。

島根県関係で申しますと、山陰高速道は当初計画どおり、西は益田まで4車線で建設することが必要であるとなっています。コストとベネフィットの計算をしても、ベネフィットの方が上回っている、だから整備が必要であり、建設の価値があると評価しております。10年間のうちには完成するといった見通しのもとに評価がなされていますので、ひとまずは安心といったところです。ただし、道路特定財源の暫定税率が維持された場合にはという条件つきですが。

益田から山口萩についても高速道が必要とされていますが、こちらは、4車線ではコストに対してベネフィットが小さいが、2車線でやるならベネフィットが大きくなるからいいのではないかと結論となっています。今後は、本年度末までのところで計画が閣議決定されますが、そうすると正式にオーソライズされたこととなります。

<産業振興に向けた取組>

次に、島根の産業振興についてですが、冒頭に触れましたとおり、この11月に、島根産業活性化戦略として、私どもが産業活性化のためにどういう考え方で、どういう支援をやっていったらよいか、戦略の大枠をとりまとめました。

①ものづくり産業の振興

重点的な柱の一つは、ものづくり産業の振興です。ものづくり産業は、県内でも一定の集積をみせており、特に米子、安来、東出雲、松江、斐川、さらに雲南は製造業の集積ができてきております。県西部の方にまいりましても道路がよくなった道筋には製造業がかなり進出しております。そういった意味で、ものづくり産業の振興は引き続き重要な課題であると考えております。

その具体策の一つとしては、新産業創出のための戦略として、産業技術センターにおいていろいろな企業と協力して新技術の開発を行っています。こういう取組をさらに進めていくこととしています。だらだらやるわけにはいきませんので、2～3年後には各プロジェクトの方向性を詰め、見通しをつけたいと思っています。今は、熱伝

導のいい金属素材をつくるとか、或いはバーチャル映像技術の開発などに取り組んでおり、引き続き行う必要があると考えております。

また、県内企業の強化育成をやる必要がありますが、これについては、引き続き、経営相談や販路拡大について、全力で取り組んでいきたいと思っています。

企業誘致については、都市部の景気回復の影響が、この島根の地にも少しづつ及んできたかなとみておりまして、引き続き進めてまいりたいと思っています。県では、県外企業が県内で投資をする、あるいは投資に伴って雇用する、そういったものに対して助成措置を行っています。18年度をみますと16社ございまして、投資額が126億円、これに基づく雇用の増加が498人に上っております。1年間ですべての投資が終わるわけではないですが、計画ベースで126億円くらいになっています。

126億円のうち、大きいのは島根三洋電機です。雲南で太陽電池を作っていますが、その能力を拡大するというので、それが100億円くらいです。これを除くと26億円くらいになります。コールセンターの島根CSKでは、雇用が145人と貢献しています。

他にも、オイルシールや鋳物、金型の製造業の投資が、大都市の業容の拡大に伴って波及してきています。19年度は今までのところ6社ですが、出雲の村田製作所がセラミックコンデンサの製造能力を拡大する計画で、200億円の投資が予定されており、雇用も増える見込みです。そのほかにも、電子関係、自動車関係の投資がふえており、出雲村田製作所を除くと約50億円くらいの投資が見込まれています。

私も上京の折や大阪に行った機会などに、こういう企業を回りましてお話を聞いたりしていますが、冒頭、宮脇さんがおっしゃった、世界経済がどうなるかという問題もございまして。これも頭の中に入れておかなければなりません。当座、日本全体を見ますと雇用が拡大して、都市では中堅どころの人材を確保できないなどの状況となっています。

特に、製造業で良質の従業員を雇って、その人たちに技術を承継していくためには、いい人が必要だと、いい人がいるところに立地したいというのがかなりございます。

それから、都市では工場の周辺に、かつては住宅があまりなかったものですが、最近では段々と住宅ができるようになってきて、住民との関係で工場移転を迫られているようなケースもあります。あるいは、業容の拡大をするときには、都市では周辺で拡大できない、いっそ都市の工場をたたみ、土地を売ってそれを財源に地方で工場を

建てたいという企業がかなりあるわけです。

そういう意味で、島根の地もそういう需要に応えられる面がかなりあると思います。そういう企業情報の収集に私どもも努めておりますが、皆様方からも何かあれば県にもご連絡いただき、一緒になって、取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

② I T 産業の振興

産業振興のための重点的な柱の二つ目には、I T 産業の振興があります、島根大学の上にソフトビジネスパークという工業団地をつくり企業誘致を行っていますが、そこがまだ空いています。コンピュータのソフトウェアの関係につきましては、皆様ご承知と思いますが、ルビーという新しいプログラミング言語を開発した方が松江のソフト会社にご勤務です。その方にも携わっていただきながら、松江の地で新しい言語を使える高度な技術をもった技術者を養成する。そういう人材があれば立地したいという企業もあります。

先般も、東京のパレスホテルにおきまして、約100社のソフトウェアの関係者を招いて、島根の住みやすさや、島根は若い技術者の人たちが住んで子育てするにはいいところである、ルビーという新しいプログラミング言語を開発した松本さんといった方が松江のソフトウェア開発会社にて、我々も高度な技術者を育てようとしているといった説明をしました。松本さんにも講演してもらいましたが、新しいルビーという言語がどういう風に使われるというのが日本はもちろんですが、世界的にも大きく注目されているわけです。これがうまくいきますと、松江の地にもソフトウェアのビジネスが集積する可能性があると思っております。これを、松江市とともに一生懸命進めて参りたいと考えております。

③ 地域資源を活かした産業振興

重点的な柱の3本目は、地域資源を活かした産業振興です。島根には、豊かな自然や文化や伝統、温かみのある人間関係、ゆとりのある生活環境、特色ある地域資源など良いものがたくさんあります。こうしたものを活かしながら、県民が自信と誇りを持てる、豊かな郷土を築いていくことが大切ですね。

世界遺産に登録された石見銀山遺跡は、知名度が国内外に一気に広がり、県下の他

地域の観光産業にも好影響を与えています。石見銀山遺跡は、島根県の持つ良い地域資源を活用することが産業振興にいかにも必要か、ということを実証した例と言えらるおもいます。

また、優れた島根の農林水産物の販路の開拓、拡大も進めていく必要があります。特に安全性が求められる食品について、安心して食べられる島根の産品を大いに宣伝していく必要を感じています。

さらに、県内には、特色ある技術を有している企業が数多くあります。それらに対する販路開拓や商品開発に向けての支援、経営安定化に向けた施策など、効果的に行い、島根に根付いている企業の育成にも力を注ぎたいと考えています。

こういった豊かな地域資源を活かした産業振興にも、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

最後の方は時間が足りず、駆け足になってしまいましたが、以上が、私のこれまでの取組とその考え方でございます。地域経済が活性化し、若者が生き活きと働き、国内外との交流が盛んな「活力ある島根」に実現にむけて、今後も、先頭に立って参りますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、私のお話を終わらせていただきます。